平成２１年（フ）第４９９号
群馬県伊勢崎市山王町1076番地２　県営住宅144
債務者　柴田　　明（ＳＨＩＢＡＴＡ　ＭＩＹＡＳＨＩＲＯ　ＰＥＤＲＯ　ＥＲＮＥＳＴＯ）
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５０６号
群馬県伊勢崎市太田町717番地２
債務者　佐藤　美典
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５０７号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井1183番地３
債務者　駒形よし江（旧姓上田）
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５１１号
群馬県佐波郡玉村町大字小泉96番地４　カロスクレーネ201号室
債務者　櫻井　朝美
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５１３号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目624番地３
債務者　蓮見　明美（旧姓鎌塚）
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５２０号
群馬県伊勢崎市市場町２丁目883番地11
債務者　荻野美由樹（旧姓竹渕）
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５２５号
群馬県前橋市亀泉町21番地７　ＲＢ―203号
債務者　鈴木さゆり（旧姓原澤）
１　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第３０４号
新潟県新潟市南区戸石587番地41　ハイツ青木101
債務者　中村　勝美
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７８号
新潟県新潟市西区五十嵐中島１丁目１番10号　ベルナティオ201号
債務者　長澤　憲亮
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１８号
新潟県西蒲区三ツ門1102番地
債務者　佐藤　　浩
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４１９号
新潟県西蒲区三ツ門1102番地
債務者　佐藤　春枝
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４１号
新潟県新潟市西区寺地502番地１　センチュリー寺地102号
債務者　渡邉　茂夫
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４３号
新潟県新潟市西区小新２丁目18番５号　プレールシラトリ103号
債務者　外川　悦子
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４５８号
新潟県新潟市中央区米山３番１号　ファースト米山102号室、住民票上の住所新潟県新潟市東区物見山２丁目19番４号
債務者　菊地　知美
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７７号
新潟県新潟市秋葉区山谷町２丁目19番10号
債務者　中野　政春
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４７８号
新潟県新潟市中央区西堀前通３番町724番地　丸屋ビル３―Ｂ
債務者　鈴木登代子
１　決定年月日時　平成21年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３５６号
愛知県江南市古知野町本郷66番地ベルフォーレ本郷307
債務者　安藤　玲子（旧姓三村）
１　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
　　名古屋地方裁判所一宮支部